

還付金の振込に係る電子通知について

令和5年6月以降、還付申告や還付申請（請求）をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される国税還付金振込通知書をe-Taxで送付希望される方へ、書面による通知に代えて専用の通知書ボックスにe-Taxで国税還付金振込通知書を送信できるようになりました。

対象者（税目）

- 法人税
- 所得税及び復興特別所得税
- 消費税及び地方消費税
- 贈与税
- 相続税
- 酒税、間接諸税

に係る還付申告や還付申請（請求）を e-Tax により提出した方で、銀行口座への振込みによる還付となる方

申請方法

○還付申告に係る電子通知

e-Tax により還付申告を作成する際に、

「この申告書に係る通知等がある場合、e-Tax による通知を希望します。」欄の「還付金振込」を選択し、e-Tax で送信してください。

○還付申請（請求）に係る電子通知

e-Tax により還付申請（請求）を作成する際に、

「この手続きに係る通知等がある場合、e-Tax による通知を希望します。」欄の「還付金振込」を選択し、e-Tax で送信してください。

受取方法（確認方法）

e-Tax による国税還付金振込通知書の確認方法については、e-Tax ホームページ等から受付システムにログインした後、メインメニューの通知書等一覧の「確認画面へ」を選択し、「国税還付金振込通知書」からご確認いただけます。

留意事項

1. 電子通知を希望された場合は、書面での通知はされませんのでご注意ください。
2. 個人利用者の方はe-Taxの受付システムに電子証明書を使用せず利用者識別番号等でログインした場合、メインメニューから通知書等一覧の「認証画面へ」を選択し、電子証明書で認証してください。電子証明書を使用して認証しなければ、国税還付金振込通知書は閲覧できません。
3. e-Tax による通知書の交付を希望された場合でも、利用者識別番号の変更、その他の理由により e-Tax による交付ができない場合には、書面により送付されることがあります。
4. 税理士による代理送信により電子通知を希望して申告書等を提出した場合でも、国税還付金振込通知書は納税者ご本人のみに送信されます。